

県民会議だより

ぼうつい

暴 追

No. 83

7.1.2021

暴力団三ない運動
恐れなさい
金を出さない
利用しない

プラス ワン
+1

交際しない

日蓮大聖人御降誕 800年に向かっての祈り
一平成33年(2021年)2月16日

誕生寺（仁王門）



公 益 千葉県暴力団追放県民会議

(千葉県公安委員会指定)千葉県暴力追放運動推進センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

ツイニゴヨー ヤクザ ゼロ

TEL 043-254-8930

フリーダイヤル 0120-089354



千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部
捜査第四課長 手塚 正人

暑中お見舞い申し上げます。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議賛助会員の皆様には、平素から暴力団追放運動をはじめ警察業務の各般にわたり深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。また、今年は千葉県暴力団排除条例施行10周年の節目の年として、楽しみにしていた記念大会が諸般の事情で中止と伺い誠に残念であります。

平成23年9月1日条例施行、当時の私は、施行直後に暴力団対策担当の課長補佐として当課へ着任し、暴力団排除活動の中核となる皆様方の協力を得て「社会」対「暴力団」の気運を高める機会を承りました。その頃、条例は、翌月に東京都条例の施行を最後として全都道府県で施行され、暴力団対策法だけでは成し得ない、国民が一丸となって社会から暴力団を排除するという理念を掲げた画期的な取り組みもありました。本当にあらゆる事務事業、契約等から暴力団を排除し、これまでの縁を断ち切れるだろうかと不安になった事業者も多かったことと思います。

しかしながら、全国一斉の立ち上がりは一気に上昇し、芸能、スポーツ、裏社会にまで物議を醸しながらも暴力団との縁を切り始め、今では暴力団員が通常の社会生活を送ることは困難な状況にあります。これは千葉県に限らず、全国の暴力団構成員数が10年前の半数以下にまで減少していることから、その成果は顕著に見てとれます。

それでもなお、暴力団は、いまだ最大組織である六代目山口組の分裂に伴う対立抗争が終結せず、三大組織である住吉会、稻川会にも影響を及ぼし、銃器を使用した殺傷事件を敢行するなど地域社会に不安を与えており、時代の流れを敏感に察知し、新型コロナウイルス関連の給付金制度を悪用した詐欺や、社会問題化している電話de詐欺等の特殊詐欺事件への関与を深めるなど、危険性、悪質性は依然として変わりありません。

その様な中、暴力団対策法の強化整備も進められ、特定危険・特定抗争と言った指定暴力団に対する新たな指定制限措置や、暴力追放運動推進センターによる暴力団事務所撤去のための住民代表訴訟の機能をもたせる法改正がなされました。この機能を有する千葉県暴力団追放県民会議は、地域の暴力団排除活動の中核として、県民から寄せられる相談業務への対応や事業者に対する暴力団排除に必要な情報提供、暴力団離脱者に対する社会復帰支援など幅広く活躍されています。本年4月には、弁護士会と当県警との三者協定に基づき支援した松戸市内連続発砲事件による誤射被害者の稻川会を相手とする民事訴訟では、和解による実質的な勝訴を得るなど、積極的に関係機関と県民との仲介役にもなって活動するなど、今後もその役割は重要度が増すものと感じております。

賛助会員の皆様には、この様な活動を県民に広くお伝え頂き、引き続き変わらぬご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、巻頭のご挨拶とさせていただきます。

ご
あ
い
さ
つ



千葉県弁護士会
民事介入暴力被害者救済センター
委員長 宮嶋 康明

皆さんこんにちわ。

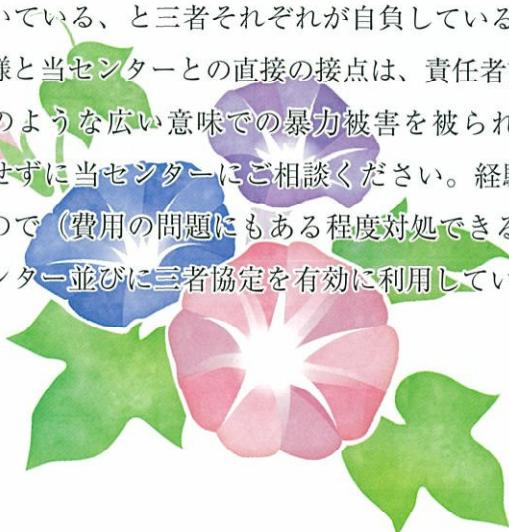
千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター委員長の宮嶋康明と申します。

各弁護士会には、様々な公益的活動を行う委員会が複数存在しますが、当センターは、いわゆる民事介入暴力の被害者の救済活動を行っている委員会のひとつです。

ここに「暴力」とは、元々は主に暴力団・えせ右翼等の反社会的勢力を念頭に置いていましたが、現在では、こうした反社会的勢力はもちろん、粗暴な一般人・クレーマー・DV・各種ハラスメント等による被害も含む広い意味での暴力被害ととらえ、その救済に、知識・経験の豊富な弁護士複数名が共同で取り組んでいます。

当センターのこれまでの活動でも特筆すべきは、平成10年に全国で初めて、千葉県警・千葉県暴力団追放県民会議と協定を締結し、三者の協力により、これまで数々の暴力団被害の救済に努めてきましたことです（全国組織の指定暴力団のトップに対する損害賠償請求訴訟等）。協定締結当時の先輩方に拠れば、刑事案件では警察と対峙する弁護士の組織が、警察やその関係組織と協定を結ぶなどという発想は、当時としてはかなり突飛だったそうですが、共に法の支配の担い手である弁護士会・警察組織が、反社会的勢力による被害の防止や救済にそれぞれの強みを活かして協力すべきことはむしろ当然であり、千葉が先鞭を付けた協定は、今では全国の多数の自治体に拡がっています（同様の協定を締結した他の自治体に較べても、千葉の三者間の「歴史」に基づく信頼関係や、これまでの実績は群を抜いている、と三者それが自負しているところです）。

皆様と当センターとの直接の接点は、責任者講習等の少ない機会に限られますが、上記のような広い意味での暴力被害を被られた方は、事の大小に関わりなく、躊躇せずに当センターにご相談ください。経験豊富な弁護士が丁寧に対応いたしますので（費用の問題にもある程度対処できる体制が整えられています）、是非、当センター並びに三者協定を有効に利用していただければ、と思います。

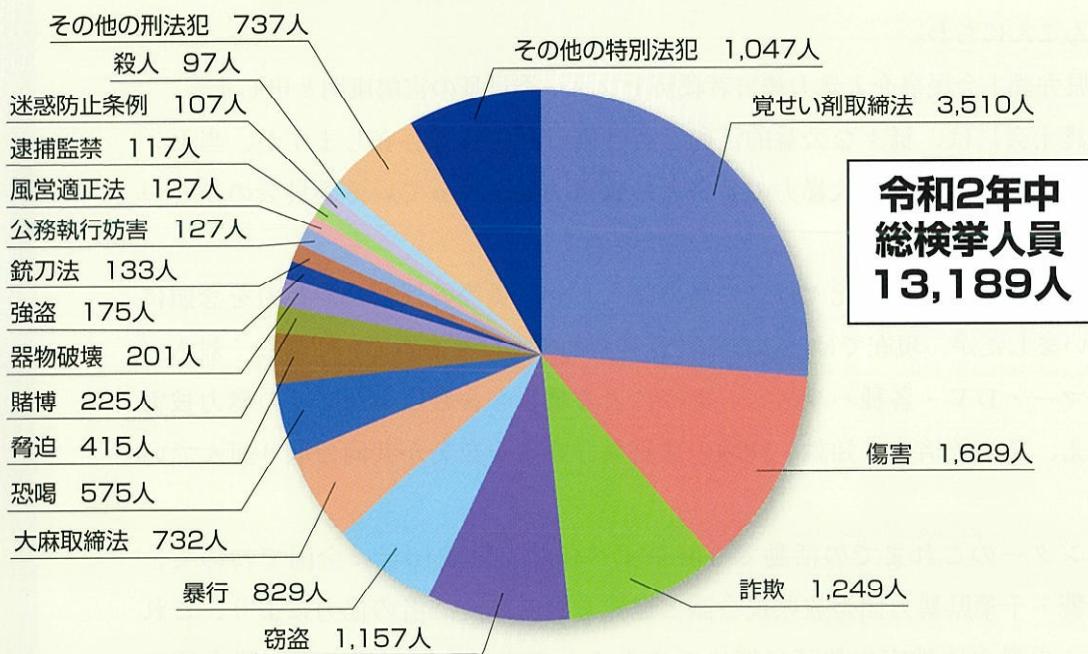


暴力団犯罪の現況

① 全国の現況

令和2年中における全国の暴力団構成員等の検挙人員は13,189人で、前年に比べ1,092人減少しています。このうち、暴力団構成員の検挙人員は、2,561人で、前年に比べ308人減少しています。

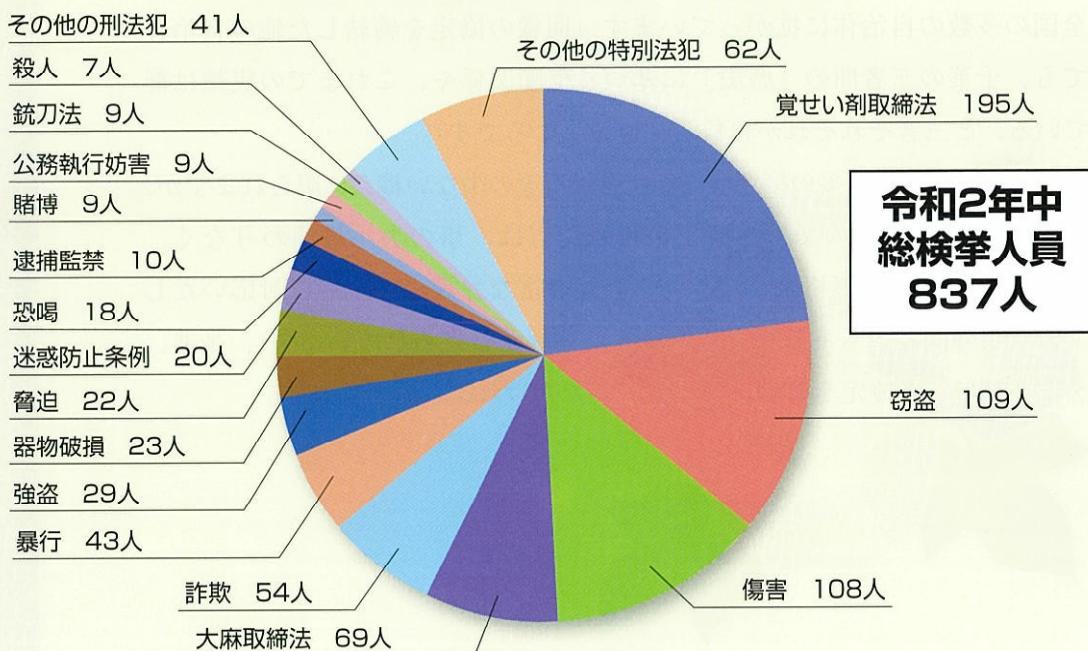
全国の罪種別検挙人員（令和2年）



② 千葉県の現況

令和2年中における千葉県の暴力団構成員等の検挙人員は837人で、前年に比べ45人増加しています。また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、暴力団組織の威力を背景とした暴力的 requirement 行為等に対して発出した行政命令の件数は101件で、前年に比べ31件増加しています。

千葉県の罪種別検挙人員（令和2年）

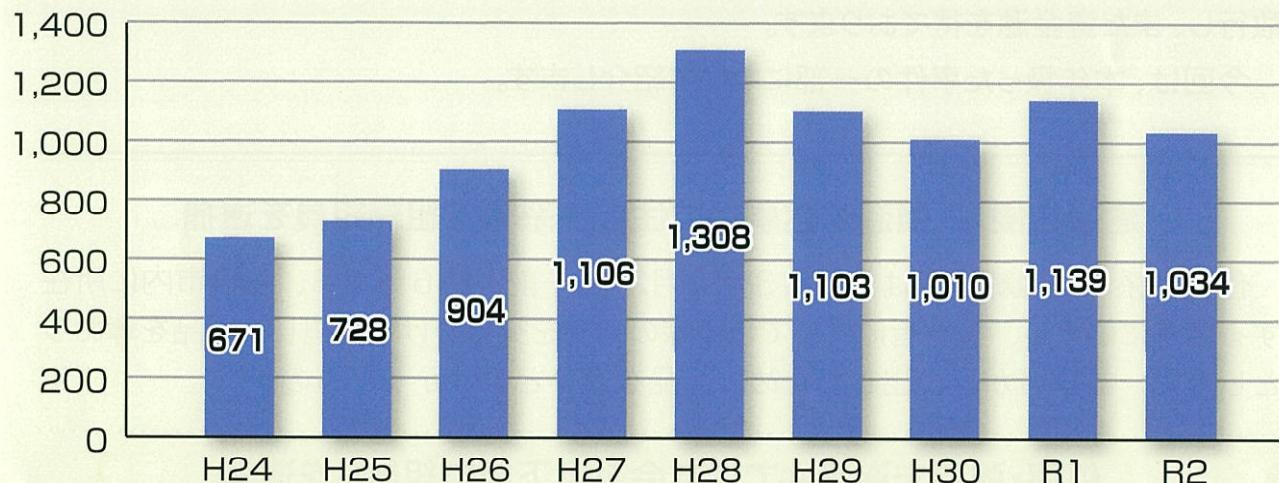


令和2年中の暴力相談概要

令和2年中に（公財）千葉県暴力団追放県民会議に寄せられた暴力相談の件数は、1,034件（面接35件、電話937件、文書61件、その他1件）でした。

相談の概要は下図のとおりですが、千葉県暴力団排除条例が施行された平成23年以降年々増加傾向にありました。しかし近年は減少傾向に転じています。しかしながら、暴力団等反社会的勢力に関する相談は高い水準で推移しています。

相談件数の推移



相談内容

暴対法第9条関係の相談	2件
民事関係の相談	4件
刑罰法令関係の相談	0件
離脱・就労関係の相談	1件
行政対象暴力関係の相談	7件
県民会議事業等の相談	4件
その他暴力関係相談	1,016件
合 計	1,034件

相談者の職業

金融・保険業	747件
不動産業	55件
農林水産業、運輸業	38件
建設業・産廃業	53件
卸・小売業等	11件
公益事業	26件
サービス業等	15件
ゴルフ場等娯楽業	5件
公務員・公益事業	4件
その他	66件
不明	14件

暴力団員からの不当な行為に関する相談活動

千葉県暴力団追放県民会議では暴力団員による不当な行為に関する相談や契約等の相手方が暴力団員であるか否かの照会に対しては、専門的知識・経験を有する常勤の暴力追放相談委員、非常勤の弁護士・少年指導委員・保護司・警察OBにより無料で対応するほか、警察・弁護士等関係機関と連携し適切に対応しています。

捜査事件コーナー

No.50

捜査第四課

千葉県暴力団排除条例が施行されてから10年の年を迎え、社会全体で暴力団追放運動に取り組む構図が構築されたことにより、最近の暴力団を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。暴力団は組織維持のため、あらゆる手段を講じて違法行為を敢行し、また資金源を得ております。

今回は、本年扱った事件の一部について紹介します。

建造物侵入・強盗未遂事件で住吉会系傘下組織組員を逮捕

住吉会系傘下組織組員は、令和3年2月29日午前7時6分ころ、船橋市内に所在する店舗に侵入し、被害者に対して包丁様の刃物を突きつけて脅迫し、金品を奪おうとしたが、被害者が逃げ出したため、金品を奪いとれなかったもの。

傷害・強要未遂事件で住吉会系傘下組織組員らを逮捕

住吉会系傘下組織組員らは、令和3年2月1日、鎌ヶ谷市所在の飲食店駐車場において、被害者を足蹴りするなどの暴行を加えて傷害を負わせ、さらに、そこから移動する車両内において、自らの所属する暴力団組織に加入させる目的で、被害者の知人を呼び出すよう要求したうえ、知人宅まで案内させるなど義務のないことを行わせたもの。

双愛会系傘下組織組員に対する再発防止命令の発出

違反行為者が、令和2年12月下旬、夷隅郡大多喜町に所在する飲食店等に対し、正月用飾り物を購入することを要求したとして、令和3年2月8日付けで勝浦警察署長名にて3件の中止命令を発出したが、千葉県公安委員会は、違反行為者が今後も反復して類似の要求行為を行うおそれがあるとして、令和3年4月8日、再発防止命令を発出した。



捜査第四課 お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部捜査第四課対策係まで

県警本部電話 043-201-0110(代表)

協議会・総会・研修会等の開催

◆ 令和3年度 理事会

(令和3年5月24日)



◆ 令和3年度 千葉県生保警察連絡協議会

(令和3年5月12日)



◆ 千葉県遊技業協同組合総会

(令和3年6月8日)



◆ 令和3年度 評議委員会

評議員 1名はリモート参加

(令和3年6月17日)



民暴110番協定

「民暴110番協定」とは、千葉県警察、千葉県弁護士会及び公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の三者で構成され、三者のうちのいずれかが暴力団員等の不法な行為により被害を受け又は受けるおそれがある者から相談等を受けた場合に、迅速に相談者等の保護、援助、被害回復等を行い、相談者等を救済するため、三者の連携活動について必要な事項を定めて協定したものです。

「民暴110協定・第63号・平成30年1号事件」の解決について

本事件は、平成29年6月7日に千葉県松戸市内で発生した指定暴力団稻川会傘下の暴力団組員による一般市民の住居への拳銃誤射事件に関し、誤射された住居の住民を原告として指定暴力団稻川会代表者2名に1,300万円の損害賠償を求める民事訴訟を令和2年2月20日千葉地方裁判所に提起しました。

そして、令和3年4月9日被告・指定暴力団稻川会代表者2名が原告に500万円を支払うことを骨子とする和解が成立しました。

暴力団対策法施行後、指定暴力団内部の対立事件（発砲）に一般市民が巻き込まれた事件について、同法に基づく組長訴訟提起は全国初で、具体的な死傷結果が生じていないケースで、高額の損害賠償金の支払いとなったことにより、今後の一般人を巻き込む抗争事件の抑止が期待できる結果になりました。



弁護団による記者会見

千葉県暴力団排除条例施行 10周年～

県民の皆様の平穏な生活と、事業活動の健全な発展に寄与することを目的に社会全体での暴力団の排除を推進するため「千葉県暴力団排除条例」が制定され今年で10周年となります。

今後とも、県民生活と事業活動を守るため暴力団の排除の取組に、ご理解、ご協力をいただけますよう、お願いいたします。

みんなの意識をひとつに。
社会全体での暴力団排除。



不当要求防止責任者講習の実施にあたって

千葉県暴力団追放県民会議では、講習に先立ち職員がうがい、手洗い、検温など基本的な体調管理を行い、講習等を推進するに当たっても「三つの密」の回避、「検温」、「マスク着用」、「手指消毒」「会場の換気」など新型コロナウイルス感染拡大防止策を徹底の上実施しています。

感染状況によっては、事業予定を急きょ変更するなどご迷惑、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、責任者講習等の変更日程につきましては、千葉県暴力団追放県民会議のホームページで、ご確認ください。また、これまで責任者の選任届出先は、地元警察署のみとしていましたが、本年6月から警察庁ホームページの警察行政手続サイトからも申請できます。



賛助会員募集



千葉県暴力団追放県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人等の方々を「賛助会員」として募集しています。令和3年5月末現在26団体261企業にご加入していただき、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。

- 入会手続／千葉県暴力団追放県民会議事務局 (043-254-8930)までご連絡ください。入会申込書をお送りします。
- 贊助金／千葉県暴力団追放県民会議は、公益財団法人ですので、贊助金は税法上の優遇措置を受けることができます。

賛助会員の皆様には、会員章(縦45cm・横15cm)の交付、機関紙、暴追資料・ポスター等の配付を行います。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL : 043-254-8930 FAX : 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp/> [ツイニゴヨーカクザゼロ] 検索

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

